

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(ア) 本学は学則第 61 条において、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命達成に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。」と定めている。

本学は 4 年制大学としての開学（平成 7(1995)年 4 月）にあたり、ただちに「東海学園大学自己点検・評価実施規則」を定めており、平成 17(2005)年 9 月の大きな改正の後も一貫してこの規則【資料 4-1-1】、ここでは（「規程」とほぼ同義）に従って自己点検・自己評価を行ってきた。

同規則では自己点検・評価の対象は組織・個人の両面にわたるとされている。これは制定期、理事者に機関・組織の自己評価ばかりでなく教職員の個人評価をも行いたいとの意向があったためであるが、実際にはそのような運用がされたことはなく、教育研究機関としての大学そのもの、その下部諸組織、また大学と法人（理事者）との関係、社会との結びつき等にかかわる自律的な点検・自己評価の進め方を定めたものとなっており、このことは法人を含め、全教職員の共通認識となっている。

同規則の改正の際には、本学も加盟している日本私立大学協会が中心となって設立した日本高等教育評価機構（略称 JIHEE）の定めた大学機関別評価基準（平成 16(2004)年度版）を大いに参考にしたので、その後受審が義務化された認証評価の基礎としての自己点検・評価体制に適合したものとなっており、平成 21(2009)年 6 月に自己評価を実施し、「東海学園大学自己評価報告書」（A4 版 100 ページ）【資料 4-1-2】を公表するとともに、日本高等教育評価機構の認証評価を受け、機構の定めるすべての基準を満たしていると判定された。認証期間は平成 21(2009)年 4 月 1 日より平成 28(2016)年 3 月 31 日までの 7 年間である。

これに先立ち、平成 18(2006)年度には、試行的な意味を含んではいたが、自主的に「東海学園大学自己点検・評価報告書—教育活動を中心に—」（A4 版 153 ページ）【資料 4-1-3】を作成公表している。財務・経理関係を取り上げていないので、副題に掲げたように教育活動を中心に当時の JIHEE 基準を参照した叙述となっている。

(イ) つぎに自己点検・評価体制の適切性について述べる。

さきに(ア)に記したように本学の自己点検・自己評価はすべて「東海学園大学自己点検・評価実施規則」によって行われており、点検評価項目は、下記のように大学の教育研究上の責任、社会的責任に係ることのほとんどを含む広範囲なものとなっている。

建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的－ 教育研究組織 － 教育課程（カリキュラ

ム)－学生－教員－職員－管理運営－財務－教育研究環境－社会との連携
－大学の社会的責務－その他

上記諸項目の自己点検・評価の基本方針・実施・結果に関すること、自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表、その他本学の自己点検・評価に関することを担当する全学委員会として、「東海学園大学自己点検評価委員会」を設置している。この委員会は学長を委員長とし、委員として副学長・特命参与（大学評価担当）・学監・大学院研究科長・学部長・事務局長のほか、各教授会から選出された教員が参加し、さらに学長指名により委員を加えることができる。

このためかなり大規模な委員会となっており、頻繁に開催することが困難という問題点はあるが、規定により専門委員会をおくことができるので、「認証評価」の義務化を機会に平成 17(2005)年 7 月にワーキンググループを委員会内部に組織した。ワーキンググループ(WG)の名称は年度ごとの重点事業により、「認証評価 WG」「大学評価 WG」「質保証 WG」などと呼称してきた。本稿作成時点では、「報告書作成 WG」である。構成は、委員長の他教職員から選出された委員から成り、法人職員も参加する。事務担当は現在、「総合企画室」となっている。

以上は全学組織であるが、各学部ごとに「〇〇学部自己点検評価委員会」を置いている。その代表者が全学の「自己点検評価委員会」に出席する形となる。小委員会ではなく学部の各種委員会のひとつであり、このことは一見、二重構造で煩瑣に思われるが、特に教育関係を中心にきめ細かい点検を行うには学部の実情を熟知していることが必要であるし、また学部から各種の提案・提言が行われることもしばしばあるので、“全学委員会－学部委員会”の体制は有効に機能しているものと判断される。

(ウ)本学では点検評価、ことに「自己点検」については常時行われており、法令によって義務づけられた周期にあわせて点検評価活動を開始するというようなことはまったく無い。上記の自己点検評価委員会のワーキンググループ委員長から毎年年度末または年度初めに自己点検評価活動実施報告及び新年度の実施計画を大学評議会に報告し、了承を得ることになっている。

自己点検は常時すすめられていなければならないが、「自己評価」という以上は、法令の定めるとおり、結果の公表を伴うものでなくてはならないと考えている。本学の規則では「4 年を超えない」年限ごとに自己点検・自己評価結果を公表することとなっている。前述のとおり平成 21(2009)年度に自己評価報告書を印刷公表したので、4 年後にあたる平成 25(2013)年度にこのように自己評価報告を行っているわけである。4 年というサイクルには、四大として標準修業年限を採用したものであるが、法令による認証評価が一般の大学については「7 年以内」に一度とされていることと併せ考えると、4 年ごとの自主的な報告書公表は、運用しただけでは認証評価の中間報告の意味ももつことにもなり、周期として適切と考えられる。

〔4-1-②の結論〕以上によって見ると、本学の自己点検評価は、自主的活動として始まり、その姿勢は一貫しており、教職員にその意義の認識が浸透しており、実施体制も明文化され、内容的にもほぼ整備されており、報告書作成サイクルも適切であると評価される。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・自己評価の進め方のルール、及び実施体制は、ほぼ円滑に機能しているが、

現実問題として、「自己点検評価委員会」の活動範囲をさらに明確にする必要がある。基準 2-8 及び基準 3-5 で述べているように、平成 21(2009)年度以後計画的に、大学の質保証を統一テーマとして、毎年学外からも講師を招聘し、全学フォーラムを開催して FD 活動を推進してきた（事務職員も参加）。教員の FD 活動は本来「全学教育委員会」の「FD 部会」が推進することとなっていたが、同委員会がカリキュラム改革関連事項にまず作業を集中したため、全学的な FD 活動は「全学教育委員会」と「自己点検評価委員会」の共催の形を取った時期が続いた。

また、「教育情報の公表」の義務化にともない、本学の広報実施状況の検証を平成 23(2011)年後半から翌年にかけて、各種刊行物、パンフレット、及び公式ホームページを中心に総点検を行った。このことは大学の自己点検の一環として進められたのであるが、本学の広報活動全般の責任を明らかにする意味で、専管部署が設置されることが望ましい。これは将来の課題となっている。なお、入試関連広報については「入試広報課」があり、適切に運営されている。

このように自己点検評価委員会が、内容的に関連は深いが本来点検・評価活動とはいえない企画・事業を「引き受ける」形になっているのは、過渡的段階としてやむをえないが、研修活動や広報事業と、自己点検・自己評価との関係は、PDCA サイクルを本来の形でまわすために、すっきりさせる必要がある。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 21(2009)年 6 月に日本高等教育評価機構で初めて認証評価を受けるにあたり、自己評価報告書、データ集、資料集等を提出した貴重な経験を活かし、その後も適切な時期ごとにデータを更新している。経年変化を見ることも大切であるが、学外への公開手段としては公式ホームページと一般向けの大学案内パンフレットを中心として最新データが得られるようにしている。よって、特定の重点点検項目を選び出した場合は別であるが、自己点検・自己評価のためにあらためてデータを「探す」必要性をあまり感じないところまで来ている。

規程類についてであるが、現在、学内イントラネットの機能として「規程管理システム」があり、教職員が利用することができる。このことも関連するが、経営学部のみの一学部で出発した本学であるが、今日 5 学部を擁する規模となったので、学部ごとに特殊な慣行が定着してしまったり、組織改革により意味がなくなった規程が生きているなどの不都合を避けるべく、管理運営から学生支援に至るまで、できるかぎり全学統一規程を成文化

するよう努めている。

学部教授会の議事要旨が文章化されて毎月大学評議会に報告されているのもひとつの特長である。これによって学部でどのような活動が進められているかの情報を共有することができる。

大学教員の教育研究活動の基礎データの発信には問題がある。文部科学省によって指示された大学の「教育情報の公表」では、具体的な項目指示まではないが個々の教員の教育研究能力に関わるデータが求められていると解されるが、個人情報保護との関係でどこまで公表するか、学内でもいろいろな意見があった。本学は、教員の個人情報を公開するのが趣旨ではなく、あくまでも大学にふさわしい専門的教育を担うことができる教員がそろっていることを、学生や一般社会人に理解しやすい形で広報するもの、という考え方をとっているが、現実には他大学のホームページを参考にして暫定的に対処している。ただし、どこまで公開するかの問題は別として、教員個々の教育研究活動状況のデータを年々更新蓄積し、データベース化をめざすことが望ましいことには変わりがない。

自己点検・評価の結果の公開についてであるが、平成 21(2009)年度を受審時 JIHEE より送付された「評価報告書」(平成 22(2010)年 3 月通知。 www.jiheer.or.jp/kikanbetsu/2009/40tokaigakuen.pdf として公表されている)において、「参考意見」として「自己点検・評価報告書をホームページ上で公表することが望ましい。」と指摘があり、平成 22(2010)年 4 月からただちに実施している。現在掲載中のものはこれと同一であるが、本報告書については PDF 化し、平成 21(2009)年度版と併載する予定である。

自己点検・評価の主体である自己点検評価委員会は、副委員長が年度末・年度初めに必ず前年度活動の総括、新年度活動計画の報告を大学評議会で行っており、その結果事務局も含めて全学に周知されている。このこと自体は当然かも知れないが、自己点検評価は「7 年に一度のイベント」などではなく、大学の日常活動であるとの意識が教職員に浸透するのに寄与している。

本学における FD・SD についてはすでに別項で述べたが、年度初め辞令交付式後行われる「初任者研修」では、報告書作成年度に当たるか否かにかかわらず、自己評価・認証評価について資料を添えてその意義・進め方などを説明していることを付け加えておく。

最後に、認証評価であれ狭義の自己評価であれ、自己点検・評価の結果、内容を大学としてどう受け止め、共有しているかの問題であるが、これは誠実性の問題であるとともに改革・改善のための活用のテーマと関連が深いので、重複を避ける趣旨から次節(4-3)で述べる。

[視点 4-2-②の結論] 認証評価の経験によるところもあり、また近年本学では新学部の設置審査・届出などがあいついだという事情もあって、大学に関する基本データの蓄積、従来あいまいであった規程の見直し・整理なども進んでおり、透明性の高いエビデンスを付することができたと考えている。また、学生による授業評価(正式の呼称は「授業アンケート」)などの定期的調査も予定通り進行しているなど、データの信頼性・網羅性については、専門的な高等教育研究の立場からはいざ知らず、自己点検評価のための資料の整理・集積としては一定の水準に達していると自己判定している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも大学に関する基本データは、ホームページ上での公表の可能性を念頭において、できるだけ電子化していくことが望ましく、その方向で整備する予定である。

教員個人の教育研究に関する実績等のデータは、前項で述べたように他大学の例を参考にして運用しているが、学会・協会、共同利用研究機関などの作成しているいわゆる「研究者データベース」では得られない情報を補い、地域社会のニーズを想定したデータ発信の方向を目指すべく、内容を研究する。

各種調査のうち、保護者（学資支弁者）を対象とするアンケート調査等は、評価を受けているが、結果はやや古くなった。学部構成も充実して父母の意識にも変化が出ていると思われるので、平成 26(2014)年度には新たに実施したいと考えている。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の「自己点検・評価実施規則」では、自己点検評価委員会は点検の結果明らかにした問題点についてはその「改善」を行うこととなっている。委員会に特別の権限が与えられているわけではないので文言としてはやや適切を欠くが、趣旨は、改善のため必要な提言を大学、または法人に対して行うことができるという意味である。自己点検評価委員会の副委員長は、大学運営会議、大学評議会等の重要会議に常時出席している。

提言は随時実施されているが、近年で最もまとまったものは、委員会下部組織である「質保証ワーキンググループ」（当時）から提出された『平成 21 年度大学機関別認証評価調査報告書を参考とした再点検結果及び改善に向けての所見』（A4 判 10 ページ）である。

JIHEE からの調査報告書の内容はすべて前掲「評価報告書」に転載されていたわけではなく、一部は「大学のみに通知する。」の扱いとなっていたことに配慮し、ここでは直接引用は避けることにするが、上記「所見」、つまり大学として認証評価の結果をどう受け止めたかの問題を概括的にいえば、校舎設備、管理運営等に関わる重大な問題は、おおむね下記のような PDCA サイクルに乗って改善が近いところまでこぎつけたと言える。

サイクルの仕組みは特に図式化されているわけではないが、現実にとどった動きからみて

自己点検・認証評価結果

→学内理事会、大学運営会議、大学評議会にて検討審議

→予算措置を伴うものは理事会での審議

学内諸規程に関わるものは所管の会議体で審議、場合によっては専門部会等を設置し精査

→大学運営会議を経て大学評議会にて決定

→実施

→つぎの課題の自己点検、次期認証評価に向けて問題点の整理

の流れとなっている。自己点検評価委員会も、大学評議会も、共に学長が主宰する会議であるから、このサイクル自体、学長のリーダーシップの下でまわっていると見ることができる。

具体的に計画から決定に至った最近の事例としては、(ア) 名古屋キャンパスの耐震補強未完の建物について新築で対応することになったこと、(イ) 教授会における教員採用・昇任人事の審議形態をめぐって規程の一部を改正すること、の2件を挙げることができる。

(ア) については基準 2-9 で、(イ) については基準 2-8 で記述しているので(本稿作成時点では最終案を審議中)、ここでは繰り返さないが、いずれも認証評価の結果が、サイクルを動き出させる起動力のひとつになった事実を明記しておきたい。

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学は上述の受審経験から、現行の認証評価制度は、ピア・レビューによる大学への適切な助言として、大学改革の有効なインセンティブとなっていると考える。ただし一般的な「7年に一度」のサイクルは、変化の激しい高等教育界の現状から見るとやや期間が長い。アカデミック・イヤーごとに PDCA サイクルを回すことができれば理想的であるが、組織・設備などに関わるものはいわゆる中期的計画として整理し、ほぼ4年に一度実行している本学の自己点検評価報告書作成のサイクルと連動するような体制を構築したいと考えている。

【基準4の自己評価】

本学の自己点検評価活動は、点検項目の選定、点検評価委員会制度、点検評価の実施並びに公表の周期のいずれをとっても、法令と世論が求めているところをほぼ実現していると自己評価している。全学及び学部・研究科の二つのレベルで点検評価が行われていることで、特に教育体制・学修内容・教授方法等の細部にわたる点検ができるのも長所と考えている。

自己評価に係る資料の蓄積と電子媒体化も進んでいるが、それを教職員が自由に参照活用できる体制は、まだ十分に整理されていない。今後は周期的だけではなく、大学で何が起こっているのか、大学は何に取り組んでいるのか、リアルタイムで把握できるような情報公表が求められるであろう。これに対処できる組織が必要な時期に至っていると考えている。